非核三原則の堅持を求める意見書

1967年に当時の佐藤栄作首相が、国会で非核三原則を表明し、1971年に衆議院において、この原則の遵守に言及した決議が可決された。その後、６回にわたって非核三原則を国是とする国会決議が積み重ねられ、歴代内閣もこれを堅持している。

しかし、今日、世界では大規模な軍事攻撃が相次いで行われるなど予測不可能な情勢となっており、核兵器を取り巻く国際情勢は厳しさを増している。こうした時代だからこそ、非核三原則は、今後も守られることが強く望まれる。

81年前の広島と長崎にもたらされた惨禍は、二度と繰り返してはならない。被爆の実相を後代に伝えつつ、非核三原則を堅持し、「核兵器のない世界」の実現に向けて努力を着実に積み重ねていくことは、唯一の戦争被爆国である我が国の使命である。また、非核三原則は、日本国民が築いてきたわが国の国是である。

よって、国会及び政府におかれては、「平和な暮らしを後世に引き継いでいくため、黒部市は、非核三原則の堅持とすべての核兵器などの速やかな廃絶を訴え、戦争のない平和な世界が実現する」とする本市「平和都市宣言」の趣旨にも配慮され、非核三原則を堅持されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

令和８年６月23日

黒　部　市　議　会